令和3年度 特定地域型保育事業

(小規模保育事業·事業所內保育事業) 指導監査 自主点検表

種別	□小規模保育事業 A型	□事業所内保育事業 A型				
	名称					
事業所	所在地 〒					
	名称	代表者氏名				
設置者	所在地 〒					
記入者	職名	氏名				
連絡先	電話	FAX				
产 桁 儿	Eメール					
記入年月日	令和 年 月	日				

自主点検表記入要領

- 1. 記入方法
 - (1)「種別」欄は該当する事業名を☑チェックしてください。
 - (2)記入年月日は、点検日としてください。
 - (3) 記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式等を追加してください。

2. 根拠条例等の略称

この点検表に記載されている根拠条例等の略称は以下のとおりです。

略称	名 称
市認可基準条例	三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第24号)
市確認基準条例	三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第25号)
費用基準告示	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)
留意事項通知	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(令和 2年5月12日府子本第566号・2文科初第205号・子発0512第2号)
労基法	労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)
園児要録	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について(平成30年3月30日付通知)にある保育所児童保育要 録
保育指針	保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)

設備点検シート

- ◎事業所内を点検しながら記入してください。
 - ① 良好な場合は確認欄に○を、不良箇所がある場合は×を付けてください。
 - ② 点検項目について該当しない場合は、確認欄に斜線を引いてください。
 - ③ ×が付いた場合、不良箇所の状態を下欄に記入してください。

番号	点 検 項 目	確認
1	歩くのに危険な個所はありませんか。(床の破損や段差など)	
2	非常口は常に開け閉めでき、通れる状態ですか。 (障害物を置いていませんか)	
3	避難経路、非常階段、非常用滑り台に障害はありませんか。 (障害物や樹木の張り出し、非常用照明の有無、滑り台の着地場所の危険)	
4	ガラスの破損(特に2階)による事故防止に配慮していますか。	
5	ベッドからの転落防止対策を取っていますか。	
6	家具、備品などの転倒防止対策を取っていますか。	
7	棚(居室や洗面所等)などから物が落ちる恐れがありませんか。	
8	暖房器具(ストーブ・ヒーターなど)の安全対策を取っていますか。 (転倒・接触の防止や換気など)	
9	手洗い場は清潔で、角などは危険な状態になっていませんか。	
10	換気扇のカバーが外れ、危険な状態(回転部が露出)になっていませんか。	
11	トイレの設備が整い、清掃が行き届いていますか。	
12	遊具の破損や、使用時の危険箇所はありませんか。	
13	建物上部からの落下防止策を取っていますか。	
14	門の開閉に問題(破損、鍵の故障など)はありませんか。	
15	タオル掛けなどのフックは安全な状態ですか。	
16	危険物が放置されていませんか。 (薬品、火気近くの可燃物など)	
17	火災報知器の前に物を置いていませんか。	
18	職員の死角はありませんか。(児童の安全確保のため)	

「不良箇所の状態記入欄」

×が付いた番号		
不良箇所状態		

運営点検シ	<u>\</u>	I運営管理	
① 全ての点検項目につい	って、点検結り	果の該当箇所(いる・いない等)に☑チェックしてください。	
,		必要事項を記入してください。	
③ 点検にあたっては、	「点検のポイン	ント」「根拠法令」「確認資料」を参考にしてください。	To the transit A 46
自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
1. 事業管理			
(1) 運営規程			
事業運営に必要な運営規程を 整備し、運用していますか。	□ いる ☑ いない	⇒★「いる」を選んだ場合○運営規程の名称と最新の改定(または制定)年月日を 記入してください。名称(年月日日□制定 □改定)	○市認可基準条例第18条 ○市確認基準条例第46条 ○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについ
		 ○地域型保育事業者は、運営の重要事項を定める必要があります。 【定めるべき重要事項】 ①事業目的・運営方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種・人数・職務内容 ④保育を行う日・時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受け取る費用の種類、支払を求める理由と額⑥利用定員 ⑦利用開始・終了に関する事項、利用上の留意事項 ⑧緊急時などの対応 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止 ※①~⑩を別の規程で定めている場合は、運営規程に入っていなくても問題ありません。 	の連用上の取扱いについて(平成26年9月5日付雇 児発0905第2号) 【運営規程】【別の規程 で定めている場合はその 規程】
(2) 管理者			
専任の施設長(管理者)を設置していますか。		⇒★「いる」を選んだ場合 ○該当する要件をチェックしてください。 □児童福祉事業※に2年以上従事 ※児童福祉施設、幼稚園、小学校教諭、市町村の児童 福祉担当部局、民生委員、児童委員など。 □上記と同等以上の能力を有する者と認められる。 (公的機関主催の所長研修修了者など) □常時施設の運営管理の業務に専従している。 □委託費又は給付費から給与支出がされている。 ○これまでの所長設置加算・管理者設置加算は基本分単価に組み入れられました。要件を満たさない施設・事業所については人件費相当額が減算されます。	○費用基準告示第1条第 14号 ○留意事項通知別紙6 【資格証】 【修了証】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
(3) 職員会議			
ア 職員会議等を開催していますか。	□ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○職員会議について記入してください。 直近1年間の開催回数: 回/年 記録の有無: 回/なし ○会議内容に保育計画(見直しを含む)・保育内容を盛り込み、適切な頻度で開催してください。 ○開催年月日、出席者、議題、発言要旨、結果などを記録し、管理者が確認してください。 ○会議結果は、施設運営や利用者の処遇、保育の向上等に活かしてください。	○保育指針第 1 章3(4) ア(ウ) 【職員会議録等】
イ 会議に参加できなかった 職員に、会議内容を知らせて いますか。	□ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合○周知方法をチェックしてください。□会議録を配布□口頭で伝達□その他()	
(4) 重要事項の説明・掲え	示等		
ア 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていますか。		⇒★「いる」を選んだ場合 ○交付方法、交付媒体の種類を記入してください。 □紙で交付 □電子データで交付 ○どのように保護者の同意を得ていますか。 □□頭 □同意書に署名 ○運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の 概要、職員の勤務体制などの重要事項を文書※で示し 同意を得る必要があります。 ※保護者からの申し出があった場合には、電子データ でも可。	○市確認基準条例第38 条 【重要事項説明書】 【入園のしおり】 【同意書】
イ 事業所の見やすい場所に 重要事項を掲示しています か。	□いる □いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○利用者が施設を選ぶ判断材料とするため、運営規程の 概要、職員の勤務の体制、利用者負担などの重要事項 を事業所内に掲示する必要があります。	○市確認基準条例第23条 (準用) 【掲示物】
(5) 業務管理体制			
法令遵守等の業務管理体制を 整備し、届け出ていますか。 また、変更時に届け出ていま すか。		⇒★「いる」を選んだ場合 ○運営する施設・事業所の数や所在地により、届出先が 異なります。該当する区分をチェックしてください。 □運営する施設・事業所が全て三郷市内 →三郷市 □運営する施設・事業所が県内の複数自治体→ 埼玉県 □運営する施設・事業所が県外にもある→ 内閣総理大臣 ○不正事案の発生防止と利用者のサービス確保のために 業務管理体制の整備が必要です。	○子ども・子育て支援法 第55条 【業務管理体制整備事項 届出書】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
(6) 苦情解決体制			
ア 苦情を受け付けるための 窓口を設置するなど、苦情解 決に対応していますか。		 ⇒★「いる」を選んだ場合 ○苦情解決体制を記入してください。 苦情解決責任者: () 苦情受付担当者: () 第三者委員 : () ○受付担当者は、職員の中から任命するようにしてください。 ○施設内への掲示、パンフレットの配布等により、上記責任者などの氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知が必要です。 	○市認可基準条例第21条 ○市確認基準条例第30条 第1項(準用) ○社会福祉事業の経営者 による福祉サービスに関 する苦情解決の仕組みの 指針について(平成29年 3月7日付通知) ○保育指針第1章1(5) 【重要事項説明書】 【施設パンフレット】
イ 苦情を受け付けた場合 に、内容等を記録しています か。	□いる □いない □該当なし	○苦情を受け付けた場合、記録が必要です。○記録は、解決から5年間、保存が必要です。	○市確認基準条例30条第 2項(準用)、第49条 【苦情受付記録】
(7) 個人情報保護と秘密	の保持		
ア 個人情報保護の規定(方 針・取扱規程、就業規則等) を整備し、個人情報を適正に 取り扱っていますか。	□いる □いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○規定しているものにチェックしてください。 □個人情報保護方針 □個人情報取扱規定 □就業規則又は雇用契約書 □その他 () ○退職後も含め、職員が適正に個人情報を扱うための規定(守秘義務(業務上知り得た秘密を漏らさない)不正取得をしない等)を定めてください。 ○職員が押印(サイン)した書類(雇用契約書や守秘義務誓約書)を、就職時に取得・管理するよう努めてください。	○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン ○保育指針第1章1(5)ウ ○市認可基準条例第20条 ○市確認基準条例第27条(準用) 【個人情報保護方針】 【個人情報取扱規程】 【就業規則】 【守秘義務誓約書】
イ 個人情報保護のために、 安全管理措置を講じていますか。	□いる □いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○講じている措置にチェックしてください。 □パソコン、USBメモリ等のアクセス制限 (データの管理) □台帳等を保管するロッカー等の施錠(紙媒体の管理) □職員への教育、研修 □その他 () ○そもそも保護者が立ち入るエリアには個人情報を保管しない(扱わない)など、リスクを減らしておくことも重要です。	【個人情報保護方針】【個人情報取扱規程】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
イ 卒園後に子どもが利用する施設等との連携に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	 ⇒★「いる」を選んだ場合 ○連携を実施している項目にチェックし、個人情報提供等の有無を記入してください。 □園児要録の提出 □ロ頭での引継ぎ □地域ごとの幼保小の連携会議・研修 □行事などでの交流 □その他 (○卒園後に子どもが利用する施設(保育園・幼稚園等)と円滑な接続ができるよう子どもの情報の提供など密接な連携に努めてください。 	○市確認基準条例第42条 1項、9項
ウ 連携施設などにあたり個 人情報を提供する際は、あら かじめ保護者から文書で同意 を得ていますか。	<u> </u> ;,,,,,	 ○ 個人情報の提供:	○市確認基準条例第27条 3項(準用) ○個人情報の保護に関する法律 ○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン 【個人情報使用同意書】
(8) 会計・経理			
(8) 会計・経理 ア 採用している会計基準に従って適正に会計処理がなされていますか。		⇒★「いる」を選んだ場合 ○採用している会計基準にチェックしてください。 □社会福祉法人会計 □企業会計 □確定申告(個人) □公益法人会計 □その他 (会計)	○家庭的保育事業等の認 可等について 3 (4) (平成26年12月12日雇児 発1212第6号) 【財務諸表】 【通帳】
ア 採用している会計基準に 従って適正に会計処理がなさ	□いない	○採用している会計基準にチェックしてください。□社会福祉法人会計□企業会計□確定申告(個人)□公益法人会計	可等について 3 (4) (平成26年12月12日雇児 発1212第6号) 【財務諸表】
ア 採用している会計基準に 従って適正に会計処理がなさ れていますか。 イ 地域型保育事業の会計を その他の事業の会計と区分し	□いない □いる □いない □ was by a by	 ○採用している会計基準にチェックしてください。 社会福祉法人会計 企業会計 確定申告(個人) 公益法人会計 その他 (会計) ○他の事業を行っていない場合は「該当なし」を選択してください。 ○私的(個人的)な会計と混ざっている場合は「いない」 	可等について 3 (4) (平成26年12月12日雇児 発1212第6号) 【財務諸表】 【通帳】 ○市確認基準条例33条

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
オ 小口の支払いのために、 現金を保管している場合(小 口現金) については、経理規 程で定める限度額内の保管と なっていますか。	□ いる □ いない □ 該当なし	○経理規程で定める事業所等での保管限度額を記入してください。限度額 円○小口現金とは、小口の支払いの便宜を図るための定額 資金前渡の制度です。	【経理規程】【小口現金出納簿】
カ 決算手続きは定款及び経 理規程等の定めに従って適正 に行われていますが。	□ いる □ いない □ 該当なし	○決算資料 (財務諸表等) は、監事の監査を経た上で 理事会等の認定を得てください。	【経理規程】 【定款】 【理事会等議事録】
(9) 会計管理			
ア 会計責任者、会計担当職は、兼務させることなく、それぞれ別の者を任命していますか。		⇒★「いる」を選んだ場合 ○それぞれの職員名を記載してください。 会計責任者 会計担当者 ○会計責任者と会計担当者を分けている場合 収入、支出が発生した場合は、その都度、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方、取引の内容など 必要事項を記載した会計伝票により、会計責任者の 決裁又は承認にサインを受けてください。 ※地域型保育は事業規模の関係上、担当を細分することが難しいことが予測されます。その場合、兼務でも 構いませんが、第三者からの定期的な監査を実施するよう努めてください。	
イ 印鑑・通帳・有価証券・ 小切手等は、適切に管理・保 管されていますか。	□ いる □ いない	○印鑑は施設長等が管理し、鍵のかかる安全な場所に保管してください。○通帳等は経理責任者等が管理し、印鑑とは別の鍵のかかる安全な場所に保管してください。○印鑑と通帳の管理は、異なる職員が行ってください。	【預金通帳】 【総勘定元帳】 【会計伝票】 【証ひょう書類】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
2. 人事管理			
(1) 就業規則、労働条件明示	ŧ		
ア 就業規則を作成し、改正 ごとに所轄労働基準監督署に 届け出ていますか。	□ いる □ 下	⇒★「いる」を選んだ場合 ○最終届出日と改正内容、パート用就業規則の有無を 記入してください。 届出日 年 月 日 改正内容 (新規作成の場合は不要) パート用就業規則の有無: □ あり □ なし ※パートタイム労働法等の改正で、正規・非正規間の 不合理な待遇差禁止が強化されました。規則を分け ている場合は、「合理的な待遇差」になっているか 再確認してください。 ○常時10人以上の労働者 (非常勤含む)を雇用している 場合、職員代表の意見を聴取したうえで就業規則を 作成する必要があります。 ○就業規則は作成・改正のつど労働基準監督署に届け 出る必要があります。 ○特に、始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、育児 時間、育児休業、介護休業、産休、賃金、退職手続、 定年等は重要ですので労働関係法令等との整合を再確 認してください。 ○就業規則は施設の実態に合わせて記載してください。	○労基法第89条 【就業規則】 【労働基準監督署の受付 印のある就業規則】
イ 就業規則等は、職員に周知されていますか。	□いる □いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○就業規則・労働条件の周知方法をチェックしてください。 □契約時・契約更新時に書面を交付 □事務室等に閲覧用の書面を常備 □その他 ()	○労基法第106条○労基法施行規則第52条の2

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
ウ 職員を雇用する際に、雇 用契約書、採用まるの文書により労働条 ・ 「投票では、でを付していますが、」 ・ 「なが、ますが、」 ・ 「なが、ますが、ますが、ますが、ますが、ますが、ますが、ますが、ますが、ますが、ます	□いる□いない	○雇用の際には、労働条件を明示することが義務づけられています。 【文書で明示しなければならない労働条件(抜粋)】 ①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所・従事すべき業務 ④ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、就業時転換(いわゆるシフト交替制勤務)に関する事項 ⑤賃金の決定・計算、支払の方法、締め切り・支払の時期 ⑥退職に関する事項、解雇の事由 ⑦昇給の有無 ⑧遺与の有無 ⑨魔用管理の改善等に関する相談窓口 ※職員が希望した場合、PDFなどの「出力して書面を作成できる形式」であれば、電子的な方法(FAX・メール・LINE等)で明示することも可能です。 ※⑦~⑩は非常勤職員にのみ明示が必須です。 ※就業規則に記載があるものは、それを提示して説明・交付すれば、雇用契約書等に具体的に記入しないことも可能です。	○労基法第15条 ○労基法施行規則第5条 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 第6条第1項 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 施行規則第2条 【雇用契約書】 【採用辞令】 【雇入通知書
エ 有期労働契約が通算で5 年を超えて繰り返し更新している労働者から無期労働契約の申し込みがあった場合、適正に転換していますか。	□ いる □ いない □ 該当なし	 ○有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込みがあった場合は、無期労働契約に転換しなければなりません。 ○1回の契約期間の上限は原則3年間です。(満60歳以上の労働者との間に締結される契約期間の上限は5年間です。) ○使用者から労働者に無期転換の制度について説明する義務はありませんが、計画的な人事管理を行う観点から労働契約書等に記載するよう努めてください。 	○労働契約法第18条 【雇用契約書等】 【労働契約転換申込書】 【無期労働契約転換申込 み受理通知書】
(2) 勤務時間			
ア 週40時間労働制を遵守していますか。	□いる □いない		○労基法第32条
イ 変形労働時間制 ※を採用していますか。 ※一定期間内で労働時間を調整し、労働時間上限(1日8時間、1週40時間)を超えることができる制度	□ いる □ いない	 ⇒★「いる」を選んだ場合 ○該当するものにチェックしてださい。 □ 1カ月単位の変形労働時間制 □ 対使協定を締結 起算日 □ 日(例:毎月1日) □ 1年単位の変形労働時間制 □ 労使協定を締結していない 起算日 □ 労使協定を締結していない 起算日 □ 日(例:4月1日) □ その他 () 	○労基法第32条の2○労基法第32条の4
ウ 職員の始業・終業時刻を 確認し、記録していますか。	□ いる □ いない	○使用者の直接確認やタイムカード・ICカード等により、 勤務時間を記録してください。○業務に当然必要な準備時間(調理員の着替え時間等) は、勤務時間に含めなければなりません。	○労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日厚労省)

自 主 点	(検	項	目	点	点検結果 補足記入欄(点検のポイント) ○根拠法令等 【確認資料】											
(3) 休暇																
 ア 年次有給休暇を適正に付与していますか。 □ いない ○非常勤職員にも下記の付与日数や残日数にさい。 ○2019年4月から、掛け部分)に対し付けられました。 【最低限の年次有※常勤職員は「30 							がは、休暇簿 ⁴ 「10日以上付 し、「5日以_ 有給休暇】	等で適正 [†] 与」し 上」の時	に管理し た労働者	.てくだ (下表網	4		基法第39			
		角	豆時	間労	働者の所	定労働時	持間・日数	数			の日から	起算した 日数	継続期間	間の区分!	こ応ずる	
	週所	定労値	動時	間	週所定党	方働 日 数		定労働日数 D期間で労働 oた場合)	6カ月	1年 6カ月	2年 6カ月	3年 6カ月	4年 6カ月	5年 6カ月	6年 6カ月	
	301	時間以	人上	(常)	勤職員と				10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
				-	5日以.			日以上	7 目	8目	0.17	10 🗆	10 🗆	12 🗆	15.0	
	301	時間オ	- 満	┝	4 E			~216日 ~168日	7 日 5 目	8 ⊟ 6 目	9日	10日	9日	13日	15日	
		-0 IHQ 21	< 1 jud	ŀ	2 [- 120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
				ľ	1 🖡	1	48~	~72日	1 目	2 日	2 日	2 目	3 目	3 目	3 目	
イ 年次 有 名 で	の労働者の年次でいます。 合体暇の 合体でいます。	新に対 有給休 か。 シ繰りま きすか。	世 戦 し 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	\ \ \ \ \	いない	ばなり 〇年次有 る 季指定 〇1年以内 とが有 〇年次有	ません。 給休暇を取 は、時季持 にの方法等を 内に取らなが きます。	け与した日から な得させるにで 指定の対象と を就業規則に かった有給体 繰越分を合え	あたり、 なる労(記載し [*] :暇は、3	時期指定動者に範てくださ翌年に繰	Eを実施 ⁻ 囲及び時 い。 り越すこ	}	○労【年	【年次有給休暇簿】 ○労基法第115条 【年次有給休暇簿】 ○労基法第39条第4項		
暇を付与して 協定を締結し オ その他の	: いていま : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	場合、党をすか。	労使	□ v □ 診 □ v	いない 核当なし いる	○直近の締結年○定める	- 協定締結年 ⁻ - - - - - - - - - - - - - - - - - -	日日を記入 生 な に 明等は以下の	E のとおり	万です。		E	【就	【就業規則等】		
正に定めていますか。 ①産前産後休暇 (産前6週間・産後8週間) ②育児時間 (1歳未満児を持つ女性に1日2回各30分の育児時間) ③生理休暇 (就業が著しく困難な女性に付与) ④妊産婦に対する健康配慮義務 (保健指導・健康診査の時間確保) ⑤育児・介護休業 (最長2歳まで/介護が必要な家族 1人につき93日まで) ⑥子の看護休暇・介護休暇 (就学前児童・要介護者に対し年度5日まで〈時間単位での取得可〉) ※カッコ内は概要・原則部分のため、詳細は法令を確認してください。※カッコ内は概要・原則部分のため、詳細は法令を確認してください。※とは、当時では、16条の5回車が、10条の5回車が、1					①産前産後休暇 (産前6週間・産後8週間) ②育児時間 (1歳未満児を持つ女性に1日2回各30分の育児時間) ③生理休暇 (就業が著しく困難な女性に付与) ④妊産婦に対する健康配慮義務 (保健指導・健康診査の時間確保) ⑤育児・介護休業 (最長2歳まで/介護が必要な家族1人につき93日まで) ⑥子の看護休暇・介護休暇 (就学前児童・要介護者に対し年度5日まで〈時間単位での取得可〉) ※カッコ内は概要・原則部分のため、詳細は法令を確認してください。 ※母子保健法の健康診査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染する恐れに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師から指導を受けたことを従業員が申し出た場合は、作業の制限							13条 期 児又者 5の 生元 型に置に日 2 業 家福条 第2 一 型に置に日 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	介護休業等 所護体業等 所護を行う法、 16条の2、 16条の2、 16条の2、 16条の2、 16条の2、 16条の2年 16条の2年 16条の2年 16条の2年 16条の2年 16条の2年 16条の2年 16条の2年			

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
カ 継続雇用制度※ を導入 していますか。 ※本人の希望に基づき、定年 後も引き続き雇用する制度	□ いる □ いない	○65歳までの雇用を確保するため、次のいずれかを定める必要があります。 ①65歳以上の定年 ②希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度 ③定年の定めの廃止	○高年齢者等の雇用の安 定等に関する法律第9条 【就業規則等】
(4) 給与			
ア 給与規程を作成し、改正ごとに所轄労働基準監督署に届け出ていますか。	□いる □いない □該当なし	⇒★「いる」を選んだ場合 ○最終届出日と改正内容、パート用給与規程の有無を記入してください。 届出日 年 月 日 改正内容 (新規作成の場合は不要) パート用給与規程の有無: □あり □なし ※パートタイム労働法等の改正で、正規・非正規間の 不合理な待遇差禁止が強化されました。規則を分けている場合は、「合理的な待遇差」になっているか再確認してください。 ○常時10人以上の労働者を雇用している場合、職員代表の意見を聴取したうえで就業規則の一部として給与規程を定め、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります(別に定めず、就業規則に含める運用も可)。	○労基法第89条 【給与規程】
イ 給与・諸手当を法令や給 与規程等に基づき適正に支給 していますか。		→★「いる」を選んだ場合 ○各項目に丸をつけ、必要に応じて記入してください。 給料表の定め	【就業規則または給与規程】 【賃金台帳】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
ウ 労働基準法24条に関する 給与からの法定外控除※を 行っているときは、控除項目 をもれなく協定しています か。		⇒★「いる」を選んだ場合 ○直近の協定締結年月日を記入してください。 締結年月日 年 月 日 協定内容 (控除しているもの)	○労基法第24条 【協定書】
※法定のもの(所得税など) 以外を「天引き」すること。 給与を支払ってから徴収する 場合は「天引き」にならない ため協定不要。		○給食費、親睦会費、共助会掛金、駐車場代などの法定外 控除を行うためには、労使協定が必要です。○協定の有効期間は1年が一般的で、自動更新の規定を定め ることも可能です○24条協定は、労働基準監督署に提出する必要はありま せん。	
エ 埼玉県の最低賃金を遵守し、適正に給与を支給していますか。	□ いる □ いない	○毎年10月1日に賃金改定があります。労働者の時給が最低 賃金を下回った場合、労働契約書等の賃金に関する部分 は無効となります。○令和3年10月1日からの最低賃金は956円です。	○労基法第28条 ○最低賃金法第4条 【就業規則】 【賃金台帳】
オ 処遇改善費(処遇改善等加算など)を適切に職員に交付していますか。		 →★「いる」を選んだ場合 ○交付している補助にチェックしてください。 #エックがない項目については「該当なしを選んだ場合」欄も記入してください。 □市単独処遇改善費補助金(月額23,500円) ・正規職員(常勤) 1号担当(有資格者) 12,200円 2・3号担当(有資格者) 30,000円 その他職員(バス運転手除く) 30,000円 □処遇改善等加算I □処遇改善等加算I ⇒ IIにチェックした場合加算分の支給頻度(例:毎月)研修の受講状況(例:予定より遅れているため今年度受講を促進する) ⇒★「該当なし」を選んだ場合 ○交付(申請)していない理由を記入してください。 	○三郷市民間保育施設等 運営改善費等補助金交付 要綱 【賃金台帳】 【処遇等改善加算計画 書・報告書】
カ 新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業等をした場合、休ませた職員に対して、通常通り賃金や賞与等を支給していますか。	□いない	○休ませた職員も含め、全ての職員に通常どおりの賃金や 賞与等を支払うよう努めてください。○常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いの みに着目して異なる取扱いを行わないでください。○在宅勤務等で職員を休ませていない場合は「該当なし」 を選択してください。	○新型コロナウイルス感 染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取り扱いについて(令和2年6月17日) 【賃金台帳】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)		○根拠法令等 【確認資料】
(5) 時間外勤務の管理				
ア 時間外勤務の割増賃金を 法令や給与規程等に基づき適 正に支給していますか。 また、雇用契約書等に時間外 勤務の割増率を規定していま すか。	□いる □いない	 ⇒★「いる」を選んだ場合 (割増率を記入してください。 時間外労働 (%) 休日 (%) (労働基準法の最低基準は次のとおりです。 ・時間外:25%以上 ※1カ月60時間を超える時間外は50%以上 ・法定休日(35%以上) ・法定休日深夜(60%以上) 		○労働基準法の一部改正 の施行について(平成 6.1.4労働基準局長通達1 号) ○労基法第37条 【給与規程】 【雇用契約書等】 【賃金台帳】
イ 労働基準法36条に関する 労使協定 (時間外・休日労働)を締結 し、所轄労働基準監督署に届 け出ていますか。	□ □ いない	 →★「いる」を選んだ場合 ○直近の協定締結・届出年月日などを記入してください。 締結年月日 年 月 届出年月日 年 月 協定期限 年 月 協定期限 年 月 公法定の労働時間 (原則1日8時間/1週間40時間)を超えて労働させる場合や法定の休日に労働させる場合には、あらかじめ36条協定を締結し、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。 ○36条協定は、締結と届出が揃って効力が発生します。そのため、協定開始日より前に届け出る必要があります。 ○同一法人であっても、施設(事業場)ごとに締結が必要です。 	日日日	○労基法第36条 【協定書、労働基準監督 署の受付印のある届出 書】
ウ 時間外勤務命令簿などを 使って、適正に時間外勤務命 令を行っていますか	□ いる □ いない □ 時間外勤務 αし			【時間外勤務命令簿】 【タイムカード】
エ 割増賃金の計算を正しく 行っていますか。	□ いる □ いない □ 時間外勤務 なし	⇒★「いる」を選んだ場合 ○該当する割増賃金(1時間あたり)の計算方法をチェックしてください。 □ (基本給+各手当※1)÷ (1カ月平均所定労働時間※2)×割増率 ※1…家族手当・通勤手当・住居手当(住宅に要する費用に応じて算定される手当に限る)・別居手当・子女教育手当・臨時、1カ月を超える期間ごとに支給される賃金(例:賞与等)を除く全ての手当※2…1カ月平均所定労働時間= (年間所定労働日数)×1日の所定労働時間÷12カ月□		○労基法第37条 ○労基法施行規則第21条 【給与規程】 【賃金台帳】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄 (点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
(6) 非常勤職員等の状況			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
ア 一定の要件に該当する非 常勤職員等は、社会保険等 (健康保険、厚生年金保険、 労災保険、雇用保険) に加入 していますか。	□ いる □ いない	○健康保険・厚生年金保険資格要件1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上	○雇用保険事務手続きの 手引き (厚生労働省)
		○雇用保険加入基準 1週の労働時間が20時間以上で31日以上雇用される見込み のある者 (シフト制などの場合は、おおむね月87時間以上かつ 11日以上) (下回る場合の任意加入は不可)	【雇用保険被保険者 資格取得届】 【雇用契約書】 【賃金台帳】
		 ※以下の場合も「31日以上雇用される見込みがある」と 判断されます。 ・雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり、31日 未満での雇止めの明示がないとき ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により 雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある とき 	
		○労災保険加入基準 正社員、契約社員、パート、アルバイト等の雇用形態を 問わず、全ての労働者が対象となります。	
		※法人…健康保険・厚生年金保険・雇用保険の全てに加入義務があります。 ※個人事業主…雇用保険は1人でも雇用していれば加入 義務があります。健康保険・厚生年金保険は、「常勤」 「常勤の4分の3以上労働する非常勤」を合計5人以上雇 う場合に加入義務があります(4人以下でも任意加入できます)。	
イ 非常勤職員等を適切に待 遇していますか。	□いる □いない	 ○非常勤職員等の職務内容・成果・意欲・能力・経験などを勘案し、常勤職員との均衡を考慮して、賃金を決定するように努める必要があります。 ○職務内容などが常勤職員と変わらない場合は、非常勤であることを理由として、差別的取扱いをしてはなりません。(常勤職員と同一の労働条件の場合は、原則として同一の賃金を支給してください。) 	○短時間労働者の雇用管 理の改善等に関する法律 第8条、第9条

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
(7) 職員の健康管理			
ア 職員の定期健康診断を1 年以内ごとに 1回以上実施し ていますか。	□ いる □ いない	○常勤職員に、年1回以上、医師による健康診断を受けさせなければなりません(「希望者のみ」の取り扱いとすることは不可)。○受診結果に基づき「健康診断個人票」を作成し、5年間保存しなければなりません(「領収証のみ提出」の取り扱い不可)。	○労働安全衛生法第66 条、66条の3○労働安全衛生規則第44 条、51条【健康診断個人票】
イ 職員採用時の健康診断を 実施していますか。	□いる □いない	○常時使用する労働者を雇い入れるときは、医師による健康診断を受けさせなければなりません(採用前3か月以内の健康診断書を提出したときは省略可)。	○労働安全衛生規則第43 条
ウ 非常勤職員等にも、定期 健康診断、採用時健康診断を 実施していますか。	□いる □いない	 ○労働関連法令は非常勤職員等にも適用されます。健康診断に関しては、契約期間等により、取り扱いが変わります。 ①1年未満の有期契約 → 実施義務なし ②①以外(無期契約、1年以上の有期契約、1年未満の有期契約を更新して合計が1年以上の契約)で週の所定労働時間が常勤の3/4未満→実施義務なし(1/2以上の場合は「推奨」) ③①以外で、週の所定労働時間が常勤の3/4以上→実施義務あり 	○事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者及び有期雇用労働者の雇用管等についての指針(平成19年10月1日厚生労働省告示第326号) ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について(平成19年10月1日労働基準局長通知)
エ 出勤前に職員が自宅で体 温を測定するように促してい ますか。	□ いる □ いない	○発熱等が認められた場合には出勤させず、自宅待機等の 措置をとり新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ てください。	○保育所における感染症 拡大防止のための留意点 について (厚生労働省通 知)

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
3. 設備管理			
(1) 設備の状況			
(1) 設備の状況 ア 設備、保育室等は、基準に抵触していませんか。	□いる□いない	⇒ ★「いない」「いる」いずれの場合も ○備えている設備等にチェックしてください。 □乳児室・ほふく室(1歳以下1人あたり3.3㎡以上) □保育室・遊戯室(2歳1人あたり3.3㎡以上) □保育に必要な用具 □調理設備(業務委託する場合も必要) □使所 □屋外遊戯場 □新耐震基準を満たす建物 ①昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物 ②耐震診断又は耐震補強工事により基準を満たした建物 【乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室が2階にある場合は以下もチェックしてください】 □転落防止設備 <耐火> □耐火基準建築物 □離耐火基準建築物 □階耐火基準建築物 □屋内階段 □屋外階段 □屋外階段 □屋外階段 □屋外階段 □屋内階段 (建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項の構造)	○認可基準条例第5条、 16条、28条 【平面図】
		□ バルコニー (待避上有効なもの) □ 屋外傾斜路 (すべり台/準耐火構造) またはこれに 準ずる設備 □ 屋外階段	
イ 事業所の設備等を変更した場合は、市 (子 ども政策室・すこやか課)に届出をしていますか。	□いる □いない □該当なし	⇒★「いない」を選んだ場合 ○未届けの変更(増改築・設備変更)内容を記入してください。 変更時期 : 年 月 日 変更内容	
ウ 施設機能強化推進費加算で購入した物品等は適切に保管・活用していますか。		⇒★「いる」を選んだ場合品名保管場所活用頻度	【購入物品】
(2) 非常災害、危険防止			
ア カーテン、じゅうたん等 は防炎性能があるものを使っ ていますか。		○消防法第8条の3で一定の防炎性能がある物品(カーテン、 じゅうたん等)の使用が義務付けられています。 また、住宅火災では、衣類、寝具類やカーテン類の着火 原因が多いため、衣類や寝具も防炎品が推奨されてい ます。	○消防法第8条の3○消防法施行令第4条の3、別表第1

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
イ 災害対応マニュアルや防 災計画を整備し、非常時の連 絡・避難体制を確保していま すか。		○避難場所の確保、避難方法等をマニュアルなどで周知 徹底してください。○浸水等風水害時の対応について、洪水ハザードマップも 参考にしてください。○三郷市のメール配信サービスに登録するなど、防災情報 が取得できるようにしてください。	○市認可基準条例第7条○保育指針第3章4(2)【災害対応マニュアル】【防災計画】
ウ 非常時の地域との協力協定の締結、または協力体制の確保に努めていますか。	□ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○該当する項目をチェックしてください。 □地域との協力協定を締結 □地域との協力協定を締結 □地域の行事に参加する等協力関係の構築に努めている □その他 (○自治会、町内会、ボランティア団体、近隣住民との協力 体制を確保するためには、日頃から地域と交流し、事業 所や入所児童の実態を理解してもらう取り組みが重要 です。	○市認可基準条例第5条 第2項、第7条 ○保育指針第3章4(3)
エ 災害時用の備蓄に努めて いますか	□ いる □ いない	 ⇒★「いる」を選んだ場合 ○備蓄しているものをチェックしてください。 □非常用食料※離乳食等の特別食を含む (日分) □飲料水 (日分) □常備薬 (日分) □おむつ等 (日分) □移送器具(ベビーカー・避難者等) □仮設トイレ等 □照明器具 一熱源 □発電機 □その他 ○2~3日分の食料・飲料水を確保するようにしてください。	○保育指針第3章4(2) 【備蓄品】 ※参考「保育施設のため の防災ハンドブック」 (経済産業省)
(3) 消火避難訓練の実施			
ア 消火・避難訓練を適切に 実施していますか。	□ いる □ いない	→ ★「いる」を選んだ場合 ○直近1年間の訓練の実施回数を記入してください。 消火訓練	○市認可基準条例第7条 第2項 ○保育指針第3章4 (2) イ
		○消火・避難訓練は、各々月1回以上の実施が必要です。 「消火器具の場所・操作方法の確認」なども消火訓練と みなして差し支えありません。 ○通報訓練は、法令による定めはありませんが、年1回以上 は実施するように努めてください。 ○消防署に訓練の立ち会いを要請すると助言が得られ、 効果的です。	【訓練計画】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄 (点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
イ 訓練実施時に、児童の避難の様子・職員の反省点などを記録し、職員で共有していますか。	□いる □いない	○実施記録は、訓練のつど整備するとともに、職員に周知することが大切です。	【避難訓練記録】
(4) 消防用設備の点検等			
ア 条例や消防法令に基づく 消化用具、非常災害設備を整備していますか。	□ いる □ いない	⇒ ★「いる」を選んだ場合 ○備えている設備にチェックしてください。 □自動火災報知機(自動タイプ) □非常警報器具(手動タイプ) □消火器等の消火用具 □避難器具(ハシゴ等) □誘導灯・誘導標 □その他非常災害に必要な設備 (()) ○スプリンクラー、屋内消火栓、警報設備、熱・煙感知機等は構造や階数によって設置基準が異なります。具体的な設備の要否については、管轄の消防機関に確認してください。 ○避難用具がすぐに利用できるか、避難口から適当な距離にあるか、使用するのに安全な構造であるかを点検してください。また、誘導灯や誘導標識は、避難時に必要な所に設けてください。	○市認可基準条例第7条 第1項○消防法施行令第10~12 条、第21~26条○消防法施行規則第28条 の2
イ 消防用設備は、定期点検 を行っていますか。	□ いる □ いない	⇒ ★「いる」を選んだ場合 (ビルのオーナー等が点検を実施している場合は記入不要) ○直近2回の点検年月日と結果、直近の消防署への届出 年月日を記入してください。 前回点検 年 月 日 異常 □あり □なし 前々回点検 年 月 日 異常 □あり □なし 消防署へ届出 年 月 日 ○消防用設備は、機器点検が年2回、総合点検が年1回必要です(総合点検不要な設備あり)。点検結果は消防署への届出が必要です(届出書の控を保存してください)。また、延べ面積が1,000㎡以上の建物は有資格者による点検が必要です。 ○点検結果は、管理者まで共有してください。要補修箇所等がある場合には、速やかに必要な補修等を行ってください。	○消防法第17条、第17条 の3の3 ○消防法施行令第36条第 2項 ○消防法施行規則第31条 の6 ○平成16年5月31日消防 庁告示第9号 【消防署の受付印のある 消防用設備点検結果】

運営点検シート Ⅱ処遇 ① 全ての点検項目について、点検結果の該当箇所(いる・いない等)に☑チェックしてください。 ② 点検結果に応じて、補足記入欄に必要事項を記入してください。 ③ 点検にあたっては、「点検のポイント」「根拠法令」「確認資料」を参考にしてください。 ○根拠法令等 自主点検項目 点検結果 補足記入欄 (点検のポイント) 【確認資料】 1. 入所 (1) 定員を超えて入所して ○市確認基準条例第37条 □いない ⇒★「いる」「いない」を選んだ場合 いますか。 □いる ○利用定員と実際の受け入れ人数(総数)を記入してくだ さい。 年 月 日 現在 利用定員 人 【運営規程】 受入人数 【園児名簿】 〇小規模保育事業A型の定員は6人以上19人以下です。 (2) 私的契約児が入所して □いない いますか。 □いる (3) 市が行うあっせん・要 ○市確認基準条例第40条 □いる →★「いない」を選んだ場合 請に対し、できる限り協力していますか。 第1項 □いない ○理由を記入してください。 ○子ども・子育て支援法 □該当なし 第42条第1項 ○市は、保護者の希望、子どもの養育状況、その他の事情 を勘案して、子どもが適切に教育・保育を利用できるよ う、必要に応じて相談や施設の利用についてのあっせ んを行う場合があります。 (4) 市が行う利用調整・要 ○市確認基準条例第40条 □いる **⇒★「いない」を選んだ場合** 請に対し、できる限り協力していますか。 第2項 □いない ○理由を記入してください。 (5) 利用開始前に支給認定 ○市確認基準条例第8条 □いる ○保護者の提示する支給認定証で、教育・保育給付認定の 証を確認していますか。 (準用) □いない 有無、区分、有効期間及び保育必要量(保育標準時間、 保育短時間) などを確かめてください。また、月末に 市から送られる利用者一覧を確認してください。 (6) 教育・保育給付認定を ○市確認基準条例第9条 □いる ○保護者の意思を踏まえて、必要な援助を行ってくだ 受けていない保護者から利用 第1項(準用) 申し込みがあった場合、必要□いない さい。 な援助を行っていますか。 (7) 教育・保育給付認定の ○市確認基準条例第9条 □いる ○市から行う連絡等に基づき、「教育・保育給付認定変更 変更申請が遅くとも有効期間 満了日の30日前には行われる 第2項(準用) □いない 申請書」等の提出を保護者に促してください。 よう必要な援助を行っていま (緊急時、やむを得ない理由がある場合を除きます)。 すか。

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
2. 職員配置			
(1) 職員が適正に配置され ていますか。	□いる □いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○以下の配置基準(認可基準)を満たしている場合は チェックしてください。 □保育士 (次の数の合計に1人を加え、小数点以下を四捨五入した数) ① 0歳児 3:1 (小数点第2位を四捨五入) ②1・2歳児 6:1(各年齢で、小数点第2位を四捨五入) ※保健師か看護師を1人に限り保育士とみなせます。 □嘱託医 (1人以上) □調理員 (1人以上。) 調理業務委託・外部搬入の場合は不要	○市認可基準条例第29条 【労働者名簿】 【資格証】
(2) 朝夕の延長時間も含め、保育士等が複数配置されていますか。	□ いる □ いない	 ○朝夕の時間帯で児童がごく少数となる場合も、常時複数の保育士・保育従事者を配置し、事故等の緊急対応や異年齢への配慮などの、適切な運営体制の確保が必要です。 ○開所時間中に全ての子どもたちが帰宅するなどにより、子どもがいない時間が生じた場合は、保育士の配置は求めません。ただし、開所時間中は、緊急連絡が取れる体制を確保してください。 	○市確認基準条例第47条 第1項・第2項 ○保育所等における利用 乳幼児がいない時間帯の 保育士配置の考え方につ いて(令和2年2月14日 付) 【勤務割振表】
(3) 短時間勤務や非常勤の 保育士等を充てる場合は、適 切に配置していますか。	□いる □いない	○短時間勤務や非常勤の保育士等を基準上の定数の一部に 充てる場合は、以下の要件を満たさなければなりません。 ①クラス担任は原則常勤 ②クラスに常勤職員が1人以上配置されている ③「短時間や非常勤職員の勤務時間数」が「常勤職員 を充てた場合の勤務時間数」を上回る ※①②はクラス分けをしている場合のみ適用	○保育所における短時間 の保育士の導入について (H10.2.18児発第85号)
3. 全体的な計画・打	指導計画		
(1) 保育に関する全体的な 計画を作成していますか。	□ いる □ いない	○全体的な計画とは、子どもの育ちに関する長期的見通しをもった計画で、指導計画やその他の計画の上位に位置づけられるものです。○全職員の共通認識の下で計画を編成してください。○計画の完結から5年間の保存が必要です。	○市認可基準条例第25条 ○市確認基準条例第44 条、第49条 ○保育指針第1章3(1) 【全体的な計画】
(2) 年間、月間等の指導計画を作成していますか。	□いる □いない	 →★「いる」を選んだ場合 ○作成しているものにチェックをしてください。 □年間計画 □期ごとの計画(3カ月または4カ月ごとに区切った計画) □月ごとの計画 □週ごとの計画 ○指導計画は、全体的な計画に基づき保育実践の具体的な方向性を示したものになっていますか。 ○乳児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるような食育と、発育発達に適した生活が送れるような保健の内容が、全体的な計画及び指導計画の中に位置づけられていますか。 ○毎年同じ内容になっていませんか 	○保育指針第1章3 (2) ア ○保育指針第3章2 (1) 【全体的な計画】 【期ごとまたは月ごとの 計画】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント))	○根拠法令等 【確認資料】
(3) 3歳未満児・障害児等について、個別の指導計画を作成していますか。	□ いる □ いない	○3歳未満児・障害児等について、ひとりひとりの状態に即した保育が展開できるよう個別の指導作成していますか。○子どもの育ちを支える資料として、園児要録の努めてください。	尊計画を	○保育指針第1章3 (2)イ (ア)○保育指針第1章3 (2)キ【個別の指導計画】【園児要録】
(4)【自己評価】 保育の質の自己評価を行い、 常にその改善を図っています か。	□ いる □ いない	 ⇒★「いる」を選んだ場合 事業所の自己評価を公表している場合は、公表記入してください。 【保育士の自己評価】 児童の活動内容やその結果だけでなく、心の育意欲、取り組む過程などに十分配慮して評価を図っていますか。 【事業所の自己評価】 (保護者・地域住民の意見を聴き、事業所の自己行い、その結果を公表することが望ましいとはます。 	が ちや し、改善 は 記評価を	○市認可基準条例第5条 第3項 ○市確認基準条例第45条 第1項 ○保育所における自己評価ガイドライン ○保育指針第1章3(4) 【自己評価の記録】
(5) 【外部評価】 定期的に外部評価 (学校関係 者評価や第三者評価) を受 け、その結果を公表し、改善 に努めていますか。	□ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○評価・公表・改善の方法を記入してください。		○市認可基準条例第5条 第4項 ○市確認基準条例第45条 第2項 ○保育所における自己評 価ガイドライン
4. 管理者の責務				
(1) 管理者は、子どもの健康と安全の確保や、保育の質・職員の専門性向上のため、必要な環境の確保に努めていますか。	□ いる □ いない	○管理者は、保育所の役割や社会的責任を遂行す 法令等を遵守し、社会情勢等を踏まえ、専門付 努めなければなりません。	•	○保育指針第5章2(1)
(2) 管理者は、職員・事業 所の課題を踏まえた事業所内 外の研修を体系的、計画的に 実施するとともに、職員の自 己研鑽に対する援助や助言に 努めていますか。	□ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○直近1年間の職員研修の状況を記入してください 研修記録の保管 □ あり 研修結果の職員間共有 □ あり 外部研修の受講 □ あり 受講職員の選び方 (例:全職員を順番に受講させる/希望制)	ハ。 □なし □なし □なし	○市確認基準条例第47条 第3項 ○保育指針第5章2 (2) 【研修記録】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
5. 保護者に対する	支援		
(1) 子どもの様子や保育の 内容を伝え、保護者との相互 理解を図っていますか。ま た、保護者からの相談に応じ ていますか。	□ いる □ いない	 ⇒ ★「いる」を選んだ場合 ○該当する取り組みの内容や回数を記入してください。 事業所便りの発行 年 回 保護者懇談会 □ あり (年 回) □ なし 日常的な相談 (おおよその回数で可) 年 回 その他の取り組み 	○市認可基準条例第26条○保育指針第4章1(1)、2(1)【連絡帳】【事業所便り】
(2) 利用希望者が選択しや すいよう、保育内容の情報提 供を行っていますか。	□ いる □ いない	○パンフレットやホームページなどを作成して、利用希望 者が適切に施設を選択できるような情報提供(公開) に努めてください。その際、虚偽や誇大な広告、同意 のない個人情報の掲載をしてはいけません。	○市確認基準条例第28条 (準用)○保育指針第1章1 (5)イ【パンフレット・HP】
(3) 子どもや保護者を紹介 することに対し、利益を与え たり受け取ったりしていませ んか。	□ いる □ いない	○事業所を子どもや保護者に紹介してもらう対価として、 利益(金品等)を与えてはいけません。○他の施設に子どもや保護者を紹介する対価として、利益 (金品等)を受け取ってはいけません。	○市確認基準条例第29条 (準用)
6. 児童の記録			
(1) 指導計画とその実践に 基づいた児童の記録を作成し ていますか。	□ いる □ いない	○児童票(児童の在籍記録、保育経過家庭状況、生育歴、 健康の記録等)は、発達過程に応じて記録し、管理者が 確認・把握していますか。	○保育指針第1章3 (3) エ
		※児童票を作成していることが望ましいですが、個別の 指導計画や健康記録等に上記の児童票の内容が盛り込ま れている場合も有効です。	【児童票】
れていますか。	□ いる □ いない	○日誌は、毎日必要事項を記録していますか。○日誌は完結から5年間の保存が必要です。	○市確認基準条例第12条 (準用)、第49条第2項 第2号 【保育日誌】 【事務日誌】 【出席簿】 【出席簿】

自	Ì	点	検	項	目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
7	7.	保育	時間	引等	の状	況		
(1) すか。		曜日は	開所	LTV	いま	□いる □いない	 ⇒★「いる」を選んだ場合 ○該当する保育の提供頻度にチェックしてください。 毎週、保育を提供している □保育を提供していない週がある ⇒ 下段に理由を記入 ⇒★「いない」を選んだ場合または上記選択肢で「保育を提供していない週がある」にチェックを付けた場合 閉所している理由 ○保育の利用希望がないこと以外の理由で閉所することはできません。 協力保育等の名称で在宅保育を強要することはできません。 ○閉所している場合、日数に応じて給付費が減額されます。 閉所日数を正確にすこやか課に報告してください。 	○特定教育・保育施設等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について 【出勤簿】 【出席簿】
以外にか。	こ 付 土	曜、祝木園した	た日は	まあり)		□ ない □ ある	 ⇒★「ある」を選んだ場合 ○直近の休園した日付を記入し、理由と保護者同意の有無をチェックしてください。 年月日~年月日 【理由】(例:改修工事) 【保護者の同意 □あり□なし 	
8	3.	給食	この状	犬況		ı		<u> </u>
(1) てい言		曜日も	給食	を提信	共し	□ いる □ いない □ 該当なし		○市認可基準条例第15条 【給食日誌】 【献立表】
(2) あり言		食を携か。	供し	ない	目が	□ない □ある	 ⇒★「ある」を選んだ場合 ○提供しない頻度・理由、保護者同意の有無を記入してください。 年 回程度 保護者の同意	○市認可基準条例第15条 【給食日誌】 【献立表】
		ルクギ 覚してi				□ いる □ いない	○ミルクや離乳食を保護者に持参させていませんか。 (給付費の対象となっているものは保護者の負担とし ないでください。)	○市認可基準条例第15条 【給食日誌】 【献立表】 【納品書】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄 (点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
(4) 食物アレルギーの対応は、保護者の申し入れだけでなく、嘱託医等の意見・指示に従っていますか。 (食物アレルギー該当児童を受け入れていない場合は「該当なし」を選択してください)	□ いる □ いない □ 該当なし	⇒★「いる」「いない」を選んだ場合 ○該当児童数や対応方法を記入し、整備している書類を チェックしてください。 食物アレルギー該当児童数 人 【対応方法】 (除去・代替等) 【誤配膳の防止方法】	○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (厚労省H23年3月) ○保育指針第3章1 (3) ウ ○保育指針第3章2 (2) ウ 【保護者からの申出書・ 医師の意見書・指導票
		【整備している書類】 □ 保護者からの申出書 □ 医師の意見書又は診断書 □ 医師の診断書に基づいたアレルギー疾患生活管理 □ 指導票	等】
(5) 検食は適切に行われて いますか。	□ いる □ いない	○検食は、調理員以外が昼食・手作りおやつの提供前に 実施し、結果を検食簿に記録してください。	○社会福祉施設等における食品の安全確保等について (H20.3.7雇児総発第0307001 号) 【検食簿】
(6) 献立表を作成し、保護者に提示していますか。また、献立内容は誤嚥等に配慮されていますか。	□ いる □ いない	○献立表に従って調理を行うとともに、献立表を保護者に 周知してください。○児童の年齢・特性等に合わせ、提供する食事の大きさ、内容 飲み込みやすさ等に留意してください。	○市認可基準条例第15条 第4項 ○保育所における食事の 提供ガイドライン 【献立表】
(7) 給与栄養量※等の目標を設定し、必要な栄養量を確保していますか。 ※栄養素別の必要摂取量	□ いる □ いない	○給与栄養量の目標の設定にあたっては、対象となる子 どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、 1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されること が適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標 を設定するよう努めてください	○市認可基準条例第15条 第2項 ○児童福祉施設における 食事の提供に関する援助 及び指導について (R2.3.31子発0331第1号 /障発0331第8号) ○児童福祉施設における 「食事摂取基準」を活用 した食事計画について (R2.3.31子母発0331第1 号) 【栄養計算表】
(8) 喫食数や残食量を把握し、献立の作成に役立てていますか。	□いる □いない	○年齢ごとの喫食数(提供数)と残食量を毎日記録するよう努めてください。○残食量等の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、その後の食事計画・献立の改善に努めてください。	○児童福祉施設における 「食事摂取基準」を活用 した食事計画について (R2.3.31子母発0331第1 号) 【残食の記録】 【給食日誌】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
(9) 給食会議を開き、会議録を作成していますか。	□いる □いない	○食事を適正に提供するため、定期的に管理者を含む 関係職員による情報の共有を図るとともに、常に事業所 全体で、食事計画・評価を通じて食事の提供に係る業務 の改善に努めてください(職員会議の中に位置づけて も可)。	○児童福祉施設における 食事の提供に関する援助 及び指導について (R2.3.31子発0331第1号 /障発0331第8号) 2 (4) 【給食会議会議録】
9. 調理の衛生管理			
(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を月に1回以上行っていますか。	□いる□いない	→★「いる」を選んだ場合 ○実施回数を記入してください。 調理従事者 年 回 調乳担当者 年 回 ○腸管出血性大腸菌の検査を含めて実施していますか。 (必要に応じて10月から3月には、ノロウイルスの検査に努めてください。) ○調理従事者・調乳担当者以外が調理・調乳を行わないようにしてください。	○大量調理施設衛生管理 マニュアル (平成9年3月 24日衛食第85号別添) II 5 (4) ③ 【調理業務従事者の健康 診断書・検便結果表】
(2) 調理従事者・調乳担当者や調理室・食品保管庫の衛生管理を適切に行っていますか。	□いる□いない	 ○調理従事者・調乳担当者は、毎日の健康調査を行い、記録していますか。(嘔吐、下痢、発熱などの症状や手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。) ○調理従事者・調乳担当者は、手指の洗浄と消毒を必要に応じて行っていますか。また、調理室に入る際に着替えていますか。 ○手洗い設備は専用のもので、石鹸、ペーパータオル、爪ブラシ、消毒用のアルコールが設置されていますか。 ○食品保管庫・冷凍冷蔵庫は清潔にしていますか。 ○包丁、まな板等は用途別・食品別に使い分けていますか。 ○使用水は、始業前及び調理作業終了後検査し、記録していますか。 ※点検項目:色、濁り、におい、異物 ○食器の消毒保管は適切ですか。 ○ガス漏れ警報機は設置されていますか。 ○受水槽(貯水槽)を設置している場合や井戸水等を殺菌、ろ過して使用する場合には、遊離残留塩素について、始業前及び調理作業終了後検査し、記録していますか。 	○大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月 24日衛食第85号別添) 【調理従事者衛生管理点 検表】 【調理施設の点検表】 【使用水の点検表】
(3) 保健所の立入検査はありましたか。	□ あった □ なかった	⇒★「あった」を選んだ場合○検査日を記入してください。検査日 年 月 日【指導事項・改善状況】	【保健所指導文書等】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)		○根拠法令等 【確認資料】
(4) 検査用保存食は、原材料も含めて適切に保存されていますか。	□いる □いない	○検査用保存食は、原材料・調理済食品(ごはん、汁物、おやつ等事業所で調理したものすべて)を食品ごとに、ずつ清潔な容器やビニール袋等に入れ、調理日を記載しマイナス20℃以下で2週間以上保存していますか。○冷凍庫内の温度が外部から確認できない場合は、隔測温	50g て、	○大量調理施設衛生管理 マニュアル(平成9年3月 24日衛食第85号別添) II 5 (3)
		設置していますか。		
(5) 給食原材料の発注手続きや調理前後の保管管理等を適切に行っていますか。	□ いる □ いない	 ○予定献立表に沿って食品を購入していますか。 ○発注書・納品書を整理し、保存していますか。 ○納品時に食品材料の検収を行い、その結果を記録していすか。 ※点検項目:品質、鮮度、品温、異物の混入、消費期間 ○原材料の保管温度は適切ですか。 ○調理が終了した食品は速やかに(2時間以内に)提供してますか。 ○調理終了後30分を超えて提供される食品の保存温度は、原菌の増殖を抑制するため10℃以下又は65℃以上で管理でいますか。 ○加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録していすか。(中心部 3点以上測定。75℃で1分間以上加熱。ウイルス汚染の恐れのある食品の場合85℃~90℃で90種以上の加熱) 	要 い 病され ま ロ	○大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添) ○児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(H9.6.30児企第16号) 【献立表】 【発注書】 【納品書】 【検収記録簿】 【食品保管時の記録簿】 【食品の加熱加工の記録簿】
10. 入所児童の健康	管理			
(1) 子どもの心身の状況等 の把握に努めていますか。	□ いる □ いない	○入園前の面接、家庭状況表などにより、子どもの心身の置かれている環境、他の施設の利用状況などを把握する努めてください。○子どもの心身状況等に応じて、保育指針に基づく適切なを提供してください。	ろよう	○市確認基準条例第41 条、44条○保育所保育指針第3章1 (1) ア、イ
(2) 健康診断は適切に行っていますか。また、集団健診を欠席した子どもに対し、個	□いる □いない	⇒★「いる」を選んだ場合 ○直近の実施日、欠席者の対応状況を記入してください。		○市認可基準条例第17条 ○学校保健安全法第17条
別受診等をさせていますか。		前回の健康診断年月	日	○保育指針第3章1(2)
		前々回の健康診断 年 月	日	○保育所における新型コ
		前回の歯科検診 年 月	日	ロナウイルスへの対応に かかるQ&Aについて(厚 生労働省)
		欠席者対応 (例:保護者に個別受診させ結果の写しを提出させている。) (学に2回以上の健康診断の実施が必要です。) (健康診断の結果は(個別受診も含め)適正に記録し、保 活用してください。また、保護者に連絡し、保護者がり 状態を理解し、日常生活に活用できるようにしてくだる。 (新型コロナウイルス感染症により、集団健康診断の実施 整わず延期する場合には、日常的な健康観察等による可 の健康状態の把握に努めてください。	育に 記童の ない。 体制が	【健康診断結果】

自主点検項目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
(3) 疾病、体調不良、けが 等への対応は適切に行われて いますか。	□ いる □ いない	 ○保健計画を保育計画の中に盛り込まれていますか。 ○嘱託医やかかりつけ医との連携はとれていますか。 ○アレルギー疾患を有する子どもの保育について適切な対応をとっていますか。 ○熱中症予防のため、水分補給等の対策はとっていますか。 ○子どもの体調の急変などがあった場合は、速やかに保護者や医療機関に連絡を取っていますか。 	 ○保育指針第1章2 (2) ア (イ) ② ○保育指針第3章1 (2) ア、 (3) イ、ウ、2 (2) ウ ○熱中症環境保健マニュアル ○市確認基準条例第18条 (準用)
(4) 感染症の発生予防対策は、保育指針や「保育所における感染症対策ガイドライン」により、適切に行われていますか。	□ いる □ いない	 ○児童の健康状態の把握は適切ですか。 ○下痢・軟便時の排泄ケアは適切ですか。 ○嘔吐時の対策・ケアは適切ですか。 ○汚染区域と清潔区域の区別は適切ですか。 ○研修等を受け、必要な知識を職員間で共有していますか。 ○感染症発生時の保護者への連絡や病児の保育体制は適切ですか。 ○調乳(調乳器具の消毒と保管)やプールでの衛生管理は適切ですか。 ○保育室・寝具・玩具の衛生管理は適切ですか。 ○新型コロナウイルス拡大防止のために、登園前に子どもの体温を計測するようにしてください。 ○保護者がPCR検査を受けている等の理由で登園を一律に拒否していませんか。 	○保育所における感染症 対策ガイドライン(厚労 省H30年改定) ○保育所等における感染 拡大防止のための留意点 について(厚生労働省通 知) ○保育指針第3章1(3) イ、3(1)ア、イ
(5) やむを得ず保護者から 依頼を受け、与薬する薬は、 医師が処方した薬に限定して いますか。	□ いる □ いない □ 該当なし	 ○市販薬、以前に受診したときに処方された薬、きょうだいに 処方された薬は与薬対象としないでください。 ○やむを得ず保護者が薬を与えられず、与薬の依頼を受ける場合 は、与薬連絡票等に必要事項を記入するよう努めてください。 ○与薬の際は、複数の保育士等で、重複与薬や与薬量の確認、与 薬忘れ等の誤りがないようにしてください。 	保育指針第3章1(3) 【与薬連絡票】
(6) 定期的に昼寝中の乳児の状況を確認するなど、乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防を行っていますか。	□いる□いない	 ⇒★「いる」を選んだ場合 ○実施内容をチェックしてください。 昼寝中の子どもの状況(顔色・体位・呼吸)を定期的に確認し、ブレスチェック表に記入 0歳 分に1回 1歳 分に1回 2歳 分に1回 一その他 () ○ブレスチェックの「三郷市の目安」は、0歳児が5分に1回、1歳児が10分に1回、2歳児が10~15分に1回です。 ○死亡・意識不明などの重大事故の約7割が、睡眠中に発生しています。 	保育指針第3章1 (1) 、3 (2) イ 【ブレスチェック表】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】			
11. 虐待等の禁止						
(1) 児童の心身の状況や家族の態度に十分注意して観察や情報収集を行っていますか。また、虐待が疑われる場合、関係機関との連携を図っていますか。	□ いる □ いない	○虐待が疑われる場合には、速やかに市や児童相談所に通告し、適切な対応を図っていますか。○事業所職員による食事や睡眠の無理強い、暴言、暴力、無視等はありませんか。	保育指針第3章1 (1) ウ、第4章2 (3) イ ○児童福祉法第25 条33 条の10 ○児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律 第82号) ○市確認基準条例第25条 (準用)			
(2) 直近2年間で、虐待に関する研修に参加していますか。	□ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合 直近の受講日 年 月 日 ○埼玉県が「児童虐待防止サポーター養成講座」を主催しています。 ○埼玉県作成の「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」を参考としてください。	○確認基準条例第3条第4項 ○埼玉県虐待禁止条例第 18条 【研修記録】			
(3) 管理者が子どもをしつ ける場合、権限を濫用してい ませんか。	□ いる □ いない	○しつけ (懲戒) の権限濫用の具体例 殴る、蹴る等直接身体に侵害を与える 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める 食事を与えない 児童の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠 時間を与えない 適切な休息時間を与えずに長時間作業を継続させる 性的な嫌がらせをする 当該児童を無視する	○市確認基準条例第26条 (準用) ○児童福祉法第47条第3項 ○懲戒に係る権限の濫用 禁止について(平成10年 2月18日厚労省通知)			
(4) 子どもを差別的に取り 扱っていませんか。	□ いない □ いる	○子どもの国籍、信条、社会的身分、保育費用の負担有無など によって、差別的な取り扱いをしてはいけません。	○市確認基準条例第24条 (準用)			
12. 保育環境、安全	管理					
(1) 事業所内の適切な環境 の保持に努めていますか。	□ いる □ いない	○適切な衛生管理、温度・湿度・採光・換気・音などの環境 整備が必要です。	○市認可基準条例第5条 第7項○保育指針第1章2(2) ア(イ)③○保育指針第3章3(1)			

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等
(2) 事故の予防・再発防止 のための体制整備を行ってい ますか。	 □ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合○該当するものにチェックしてください。□予想される事故等を見通して、環境整備及び保育士の配慮すべき事項を整理している。	【確認資料】 ○市確認基準条例第32条 第1項第1号~2号(準 用)
		□児童の安全管理に関して、職員の役割が明確になっている。 □緊急時、職員や保護者、各種関係機関への連絡ができる体制を整備している。 ○整備しているものにチェックしてください。	○教育・保育施設等における事故及び事故発生時の対応のためのガイドライン
		最低限、下記については整備してください。 □ 職員の緊急連絡網 □ 関係機関の一覧(市、病院、警察等)	○保育指針第3章3 (2)【事故防止マニュアル】
		□ 保護者の緊急連絡先	【事故報告書】
		│	【事故防止委員会議記 録】
		□ 児童の行動や予想される事故等を見通して事故防止 マニュアルを整備し、職員間で共有している。	【事故と配慮事項等の整 理表】
		※マニュアルに記載が必要な事項:・睡眠中 ・プール活動 (水遊び) ・誤嚥 (食事)・誤嚥 (玩具、小物) ・食物アレルギー	【安全点検表】
(3) 事故防止のための職員 のスキルアップ等は図られて いますか。	□いる □いない	⇒★「いる」を選んだ場合○該当するものにチェックしてください。	○確認基準条例第32条第 1項第3号(準用)
		□ 児童の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例(ヒヤリ・ハット事例)の収集や分析を行っている。	○教育・保育施設等における事故及び事故発生時の対応のためのガイドライン
		□事故・災害の発生に備え、緊急時の対応マニュアルを作成し 職員間で共有するとともに、定期的な訓練を行っている。	【ヒヤリハット事例の記録】
		□ 事故発生防止や応急措置、救急蘇生法の研修を定期的に 行っている。	【研修記録】
		□AEDを設置している。	
		□ AEDを点検している。	
		□ AEDを職員が使用できる。	
(4) 緊急に病院に連れてい くような事故が発生した際 に、速やかに市、家族等に連 致・報告を行うした。	□いる □いない	○事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残し、 完結から5年間保存していますか。	○市確認基準条例第32条 第2~4項(準用)、第49 条
絡・報告を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※前回指導監査以降、上記の 事故が発生していない場合は 「該当なし」を選択してくだ さい。		○賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。【国への報告対象となる重大事故の範囲】・死亡事故	○特定教育・保育施設等 における事故の報告等に ついて(平成 29年11月 10日付府子本第912号)
		・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ※意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。意識不明の事故は事案が生じた時点で報告が必要。	【事故報告書】

自 主 点 検 項 目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	〇根拠法令等 【確認資料】
(5) 日常の安全管理は、適切に行っていますか。	□ いる □ いない	 ○定期的に事業所、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を点検していますか。 ○プール活動・水遊びを行う場合の事故防止について確認していますか。乳幼児は水深10cm程度でも溺れる可能性があります。また、暴れずに、静かに溺れる場合があるため、常に監視する必要があります。プールは2人以上で対応するよう努めてください。 	○児童福祉施設等における児童の安全の確保について (H13.6.15雇児総発第402号) ○教育・保育施設等における事故及び事故発生時の対応のためのガイドライン ○保育指針第3章3 (2)ア、イ 【遊具等の安全点検表】
(6) 事業所外活動 (お散歩など) の安全は確保 していますか。	□ いる □ いない	 ⇒★「いる」を選んだ場合 ○主な事業所外活動についてご記入ください。 場所(行き先) 所要時間 分 引率者数 人 ○移動経路の危険な場所、設備等を把握し安全確保に努めていますか。 ○引率者は、参加児童数、移動場所に応じて十分な体制ですか。 ○携帯電話等の連絡体制がありますか 	○保育指針第3章3(2) ○保育所等における園外 活動時の安全管理に関する留意事項(令和元年6 月21日)
(7) 不審者が入った場合などの緊急時の体制を整備していますか。	□ いる □ いない	○不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に 備えて必要な対応を図っていますか。	○市確認基準条例第32条 第1項(準用) ○保育指針第3章3(2) ウ
(8) 事業所の管理下での事 故に備えて、賠償責任保険等 に加入していますか。	□ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合○加入している保険について記入してください。保険会社名保険期間保険の種類・内容	○市確認基準条例第32条 第4項(準用) 【賠償責任保険証書】

自	主	点	検	項	目	点検結果	補足記入欄(点検のポイント)	○根拠法令等 【確認資料】
13		保育	料	等				
	養者カ 育料)	nら利 の支	川用者	負担		□ いる □ いない	⇒★「いる」を選んだ場合 (例:現金/口座振替) (例:現金/口座振替) (例:当月末/翌月10日) ○保護者から受け取る費用の種類、額、支払いを求める理由を 運営規程に定め、費用を受け取ったときに領収証を交付して ください。	○市確認基準条例第43条 第1項 【運営規程】 【領収証(控)】
(2)【 付等】 保証 た場合	 	り変更 適切に	『など 『追加	`が発	生し	□ いる □ いない □ 該当なし	⇒★「いる」を選んだ場合 ○どのように追加徴収・還付を行っているか記入してください。 (例:個別に意向を確認し、還付時期(徴収期限/充当有 無)を決めている)	【領収証(控)】
(3)【 上 ^夏 か。		せ徴収を		てい	ます	□ いる □ いない	○「上乗せ徴収」とは、公定価格の基準より手厚い職員配置、施設整備などの対価として、保護者から費用を受け取ることです。事前に保護者に説明を行い、文書で同意を得る必要があります。○保護者から受け取る費用の種類、額、支払いを求める理由を運営規程に定め、費用を受け取ったときに領収証を交付してください。	〇市確認基準条例第43条 第3項 【運営規程】 【領収証(控)】 【同意書】
(4)【 実 か。		徴収】 又を行	-	いま	す	□いる □いない	○「実費徴収」とは、日用品・文房具費、行事参加費、食費など、保護者に負担させることが適当な費用を受け取ることです。事前に保護者に説明を行い、同意を得る必要があります。○保護者から受け取る費用の種類、額、支払いを求める理由を運営規程に定め、費用を受け取ったときに領収証を交付してください。	○市確認基準条例第43条 第4項 【運営規程】 【領収証(控)】
(5)【 新よな た 業か 収 か。	型コロの登には	コナウ 園自って と者に	イル 要請 登園 対し	ス感にできて、	時休 な 実費	□該当なし	 ○月単位で徴収している実費徴収について、減額できるものについては徴収額を見直した上で保護者に請求してください。(例)月額で徴収しているレッスン費用、通園バス代、おむつ代等 ○実費徴収を行っていない場合や月額で実費徴収を行っているが徴収額の見直し等が難しいものについては「該当なし」を選択してください。 	【領収証(控)】
(6) 費の 者に 者 ますが	支給を 給付費	と受け	たと	き、	保護	□ いる □ いない	○法定代理受領における給付額の通知は、毎月でなくとも、例 えば1年分をまとめて通知することも可能とされています。	○市確認基準条例第14条 (準用) ○法定代理受領に係る施 設型給付費等の額の支給 認定保護者への通知につ いて(平成28年4月14日 厚生労働省通知)
(7) (受給で か。						□ いる □ いない	○不正に受給をしている(しようとしている)のを見つけた 場合は、遅滞なく市に通知してください。また、通知記録は 5年間保存してください。	○市確認基準条例第19条 (準用),第50条